

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年12月22日

全国健康保険協会三重支部
支部長 内藤 誠

1 調達内容

(1) 調達件名

令和4年度産業廃棄物（廃プラスチック類）処理業務委託

(2) 案件の仕様等

見積説明書及び仕様書による

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 予定数量

収集運搬回数 1回 処理量 700kg

(5) 履行場所

全国健康保険協会三重支部が指定する場所

(6) 見積競争方法

見積金額は、単価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。見積書には仕様書記載の予定数量から運搬及び廃棄処理に要する一切の諸経費（マニフェストの提出および連絡通信等費用、リサイクル料金等）を含めた金額を記載すること。

また、内訳には集運搬費用及び1kg当たりの単価を記載すること。

なお、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を記載すること。

2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等（建物管理等各種保守管理、運送、その他のいずれか1つ）」または「物品の買受け（その他）」のA、B、C又はD等級以上に格付けされ、東海北陸地域の競争参加資格を有するものであること。

(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 過去に産業廃棄物処理の収集運搬及び処分の委託業務を請け負った実績を有すること。
- (10) プライバシーマークの取得、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証を取得していること。
- (11) 産業廃棄物の積み込み場所と荷下ろし場所を管轄するそれぞれの都道府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の収集運搬が事業内容に含まれている産業廃棄物収集運搬業者であるとともに、処分施設のある場所を管轄する都道府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の処分が事業内容に含まれている産業廃棄物処分業者、あるいは、産業廃棄物の積み込み場所と荷下ろし場所を管轄するそれぞれの都道府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の収集運搬が事業内容に含まれている産業廃棄物収集運搬業者と、処分施設のある場所を管轄する都道府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の処分が事業内容に含まれている産業廃棄物処分業者との共同であること。
- (12) 今回処理を委託する相当量以上の廃プラスチック類を「運搬及び処理日当日で処理することが可能であること」を証明できること。
- (13) 処分方法として、「マテリアルリサイクル」「ケミカルリサイクル」「サーマルリサイクル」のいずれかの処理が可能な業者であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書提出先、見積説明書の配付場所

〒514-1195 三重県津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル6階

全国健康保険協会三重支部 企画総務グループ 担当 吉居

電話 059-225-3317

※原則、郵送により交付する。希望者は上記まで電話にて交付依頼を行うこと。

- (2) 仕様書の内容に対する問い合わせ

受付方法：FAX

受付先：全国健康保険協会三重支部 レセプトグループ 担当 阪本

電話 059-225-3316 FAX 059-225-3366

受付期限：令和5年1月10日（火）午前11：00まで

回答期限：令和5年1月11日（水）午後5：00まで

- (3) 見積書の提出期限等

期 限 令和5年1月17日（火）午後3：00 まで

（郵送する場合は、上記期限までに必着とする。）

4 その他

- (1) 当該案件の全部または主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (2) 見積書には案件名、処分方法（リサイクル名）、見積額、事業所名称、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。押印漏れ及び判読できない見積書は無効とする。
- (3) 見積金額には本業務にかかる一切の費用を含めること。
- (4) 提出期限後に提出された見積書は無効とする。また、提出された見積書の差替え、変更又は取消をすることはできない。
- (5) 結果については、令和5年1月19日（木）までに電話にて連絡する。
- (6) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (7) 契約書の作成 要
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) 詳細は見積説明書による。